

# 農業委員等の 公務災害補償制度について

就業中における傷害のみの補償特約付帯普通傷害保険

2010年10月版

## 1 加入方法について

### 1. 制度のあらまし

この保険制度は全国農業会議所を契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約です。被保険者である農業委員等が公務中に不慮の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金を支払う制度です。

### 2. 加入資格

市町村農業委員、協力員、相談員等

### 3. 保険期間

毎年10月1日から1年間（中途加入もできます。）

委員等個人の活動日のみが補償の対象となります。

### 4. 保険料

	平均活動日数	保険料／口	備 考
A型	30日	1,000円	
B型	60日	1,500円	農業委員・協力員等向け
C型	90日	2,000円	
D型	通年型	3,000円	相談員等向け

※ 各型の加入口数は、5口限度

### 5. 補償内容 1口あたりの補償内容

	死 亡	後遺障害	入院日額	通院日額
A型	380万円	114,000円～380万円	4,000円	2,500円
B型	470万円	141,000円～470万円	4,000円	3,000円
C型	595万円	178,500円～595万円	4,000円	3,000円
D型	438万円	131,400円～438万円	4,000円	2,500円

※ 職種区分A（事務職等）の保険料となります。

※ この制度は団体割引30%、損害率による割引5%、大口団体契約割引10%（合計割引約40%）を適用しております。

加入人数が10,000名を下回った場合、および損害率が変化した場合には保険金額が変更となります。

### 6. 加入口数と型

加入単位で同一口数とします。

加入単位では同一の型しか加入できません。

### 7. 加入手続

農業委員会単位で加入してください。

各農業委員会単位で加入口数を決め、「被保険者名簿」を都道府県農業会議宛に送付してください。加入年度（当年10月1日から1年間）の委員等個人ごとの活動予定表（活動日が特定されているもの）の提出が必要です。

### 8. 保険料の送金

保険料は一時払とし都道府県農業会議宛に送金してください。

被保険者の異動（継承者のある場合）については、保険料の追加納入の必要はありません。

なお、D型以外の中途脱退（継承者のない場合）については、保険料は返還しません。

## 2 公務について

### 1. 公務中の傷害とは

農業委員会の会長等の指示によって加入者が公務に従事している間および公務に従事するための往復途上中に急激かつ偶然な外来の事故（病気が原因による場合は除きます。）によってケガをされたり、死亡したときのことをいいます。

### 2. 公務とは

#### a. 農業委員

- 農業委員会会長等の招集を受け、総会・部会に出席するとき
- 農業委員会会長等の招集を受け、農業委員会の業務に従事するとき
- 国・県または市町村の補助事業等で、農業委員会会長等の委嘱を受け、補助事業の業務に従事するとき
- 農業委員として市町村長等から委嘱を受け、その業務に従事するとき
- その他、農業委員として業務に従事するとき

#### b. 協力員等

- 農業委員会会長等の委嘱を受け、その業務に従事するとき

#### c. 相談員等

- 農業委員会会長等の委嘱を受け、農地等の相談業務等に従事するとき

## 3 保険金の請求に必要な書類について

### 1. 保険金請求書一式（所定の用紙）

### 2. 医師の診断書（所定の用紙）

保険金請求額が100,000円以下は申告書で代用することができます。

### 3. 印鑑証明書（死亡のみ）

### 4. 公務従事中証明書兼事故証明書

### 5. 会議招集文書、出張命令の写し、またはその他公務中であることを証明する書類

### 6. その他保険会社の必要に応じて提出を求める書類

## 4 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

### 2. 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ

### 3. 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

### 4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

### 5. 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）

### 6. むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>\*</sup>のないもの

\*理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### 7. 農業委員等としての活動中および活動場所までの往復途上以外のケガ

……など

詳細につきましては、事務のしおりをご参照ください

# 保険金支払事例

## ■ 入院・通院事例

N町農業委員は、農地パトロール中に転倒、打撲した。

4口加入 通院2日

B型 通院保険金 2日 (4口×3,000円)  
= 24,000円

支払保険金 24,000円



## ■ 死亡事故事例

K町農業委員は、委員会出席のため、自動車で会議場へ向かう途中、交差点でトラックと衝突し亡くなられた。

C型

1口加入

支払保険金 595万円



## お支払いする保険金の内容

### ① 死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで死亡されたときは、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

### ② 後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じたときは、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

(注) 保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

### ③ 入院保険金

事故によるケガがもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、医師の治療を受けるため事故の日からその日を含めて180日以内に入院されたときは、事故の日からその日を含めて180日を限度として、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(注) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故により新たにケガをされても、入院保険金は重複してお支払いできません。

### ④ 手術保険金

上記の入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍。ただし、1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率）を乗じた額をお支払いします。

(注) 1事故によるケガについて1回の手術に限ります。

### ⑤ 通院保険金

事故によるケガがもとで平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けるため通院（往診を含みます。）されたときは、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度として、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

(注) 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては保険金をお支払いできません。また通院保険金が支払われる期間中に別の事故により新たにケガをされても、通院保険金は重複してお支払いできません。

「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

いずれの場合も農業委員等としての活動中および活動場所までの往復途上中の事故のみ補償され、私生活（公務以外）等の事故はお支払いの対象となりません。

既に存在していた体質的な要因や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。（ケガの原因が体質的な要因や病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

#### 急激かつ偶然な外来の事故とは…

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外因性＝身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しないケガの例）

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるケガ）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、すみやかに発生日時・場所、受傷者の住所・氏名・ケガの状況等を全国農業会議所にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと、保険金を削減して支払う場合がありますので、ご注意ください。

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。法定相続人以外の方を指定することはできません。

☆このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「事務のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。なお、不明な点につきましては下記にお問い合わせください。

団体保険契約者 全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2F TEL 03(6910)1121㈹ FAX 03(3261)5131

取扱代理店 (株)農林水産広報センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1F TEL 03(6380)8955 FAX 03(3239)7344

引受保険会社 共榮火災海上保険㈱ 本店営業部 農林水産推進室 農林水産営業第三課 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL 03(3504)2338 FAX 03(3595)3981